



2017年12月22日

各 位

株式会社バルクホールディングス
代表取締役社長 大竹 雅治
(コード番号：2467 名証セントレックス)
問合せ先：取締役管理本部長 五十嵐 雅人
電話番号：03-5649-2500（代表）

(開示事項の経過)

CyberGym Control Ltd.との共同事業に関する独占的ライセンス契約締結等のお知らせ

当社は、2017年11月9日付「共同事業に関する基本合意書締結に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、イスラエルのサイバーセキュリティ分野におけるリーディングカンパニーであるCyberGym Control Ltd. (本社 イスラエル ハデラ市、CEO Ofir Hason／以下、「サイバージム社」)との間で、本日、サイバーセキュリティ分野での共同事業に関する独占的ライセンス契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. ライセンス契約締結の目的等

当社はサイバージム社との間で、共同事業体を通じて重要インフラストラクチャーセクターの民間企業及び政府機関等に対してサイバー攻撃に対応するためのトレーニング施設 (コマーシャルアリーナ※1) を米国ニューヨーク州に開設すること、並びにサイバージム社独自開発のサイバー環境を模したトレーニング施設 (ハイブリッドアリーナ※2) を米国及び日本で販売・サービス提供を行うこと等で合意し、2017年11月9日付で共同事業に関する基本合意書を締結いたしました。この基本合意に基づき、共同事業体がサイバーセキュリティサービスを行うためのサイバージム社による支援サービスの内容・条件を定めるため、本日付で当社とサイバージム社との間で本ライセンス契約を締結いたしました。

なお、本ライセンス契約購入の契約主体は当社となっておりますが、2018年1月末までに当社とサイバージム社の共同事業体として米国に当社子会社 (名称未定／以下、「共同事業会社」) を新設し、それと同時に共同事業会社に対して、本ライセンス契約に基づく当社の契約上の地位の全てを移転する予定です。

グローバル市場において、サイバーセキュリティ全般の対応能力向上が各国企業及び政府の喫緊の課題であることに疑いはありません。また、サイバー攻撃やサイバークライムは世界的規模で加速度的に拡大し、その被害も指数的な増加傾向にあります。サイバー空間には国境がないため、世界レベルでの情報収集と技術対応が求められております。

サイバージム社は、共同創設者であるCEOのOfir Hason氏及びチームメンバーが長年培ったサイバー攻撃に対する防御の経験とその知識、ノウハウ、対策スキルに基づき、国内外の企業に対してサイバーセキュリティサービスを提供するために設立された会社であり、同社はグローバル市場での豊富な経験に基づき、サイバー攻撃に対抗できる人材を育成する各種トレーニングサービス、ソリューションを提供しております。サイバージム社は、すでにイスラエル、ヨーロッパ、オーストラリアに事業拠点を有しており、当社との連携による日本及び米国でのサービス提供により、グローバルスケールでのソリューションを提供する体制が構築されます。

当社といたしましては、サイバージム社との共同事業会社を通じて、サイバーセキュリティの最大市場である米国ニューヨーク州に設置するコマーシャルアリーナにおけるトレーニングサービスの提供を足がかりとし、ハイブリッドアリーナの販売や日本及び米国の他の地域向けにトレーニングサービスを

提供し展開を進めることで事業及び収益の拡大をはかります。

また、日本市場は同分野においては未成熟であり、2020年に向けて市場の急激な成長を見込んでおります。当社は、当該分野の成長可能性を踏まえ、サイバージム社との連携を深めることで付加価値の高いソリューション提供を可能とする体制構築を目指します。

※1 コマーシャルアリーナ

重要インフラストラクチャーの複数セクターを対象とするサイバーセキュリティトレーニングのフルパッケージサービスを提供する大型のトレーニング施設となります。コマーシャルアリーナ内には、対象セクターに対応する模擬施設、ハードウェア及びソフトウェアなどが構築され、サイバーセキュリティのスペシャリストで構成される攻撃側の RED TEAM や防衛側をサポートする WHITE TEAM などが配備されます。

※2 ハイブリッドアリーナ

特定顧客・特定セクターを対象とした小型のトレーニング施設であり、主に顧客の社内又は設備内に設置されます。なお、ハイブリッドアリーナ向けのサービス等は、コマーシャルアリーナを通じて提供されます。

2. 共同事業としてのライセンス契約の概要

(1) 締結日 2017年12月22日

(2) 当初支出金額 500万米ドル（詳細については下記3.を参照）

(3) ライセンス契約に基づく共同事業の内容

- ①米国ニューヨーク州へのコマーシャルアリーナの設置・運営。同アリーナによる他のハイブリッドアリーナ向けサービス提供
- ②日本及び米国(オクラホマ州及びテキサス州を除く)の顧客に対するサイバーセキュリティサービスの提供、ハイブリッドアリーナの販売
- ③サイバージム社がサイバーセキュリティ関連情報のリアルタイム相互共有を目的としたサイバードグリッドを立ち上げた際における同グリッドへの参加

上記の共同事業を展開するため、サイバージム社は共同事業会社に対してアリーナ等の販売・設置、並びにノウハウ、情報及びソフトウェアの提供を行い、共同事業会社が顧客向けにサイバーセキュリティトレーニングサービスの提供やハイブリッドアリーナの販売を行います。

(4) 共同事業会社の独占権等の概要

- ①ニューヨーク州におけるコマーシャルアリーナの設置等
- ②ニューヨーク州、ニュージャージー州、コネチカット州の顧客に対するコマーシャルアリーナによるサービス提供
- ③オクラホマ州とテキサス州を除く米国の他の州への各種アリーナの設置・サービス提供に関するサイバージム社との優先交渉権
- ④日本(エネルギーセクターを除く)並びにニューヨーク州、ニュージャージー州及びコネチカット州の顧客に対するハイブリッドアリーナの販売、サービス提供等

3. 固定資産（コマーシャルアリーナ）の取得

当社は、本ライセンス契約の締結に伴い、共同事業会社を通じて、米国でサイバーセキュリティトレーニングサービスを提供するため、サイバージム社よりコマーシャルアリーナー式を購入いたします。

(1) 購入金額 500万米ドル※

※事業開始までのコマーシャルアリーナの取得500万米ドルに加え、事業開始初年度の人件費、賃借料、年間ライセンス及びメンテナンス料金等の営業費用として300万米ドル程度を見込んでおります。当該資金は、共同事業会社への出資金200万米ドルを含めた自己資金及び新設予定の共同事業会社による外部投資家向けの株発行で賄う予定です。なお、下記5.「共同事業会社の概要」に記載のとおり、サイバージム社より150万米ドルの現物出資を受けるため、当社又は共同事業会社の実際のコマーシャルアリーナー式の購入に係る支出金額は350万米ドルとなる見込みです。当該支出金額の支払いは、コマーシャルアリーナー式の納入を受けるまでの各段階に応じて分割して現金で行います。

(2) コマーシャルアリーナー式の内訳は、トレーニング専用のソフトウェア一式、ノウハウ、ターゲットセクターに対応する模擬設備、並びにその他ハードウェア及びソフトウェア等となります。

4. サイバージム社の概要（詳細は2017年11月9日付「共同事業に関する基本合意書締結に関するお知らせ」をご参照下さい。）

- | | |
|---------------|---|
| (1) 名称 | CyberGym Control Ltd. |
| (2) 所在地 | Mivtza Yonatan St.1 Hadera 3852024,ISRAEL |
| (3) 代表者の役職・氏名 | Ofir Hason,CEO |
| (4) 設立年月日 | 2013年2月11日 |
| (5) 当社との関係 | 2017年11月9日付で共同事業に関する基本合意書を締結しております。その他に資本関係、人的関係、取引関係はありません。また、関連当事者への該当事項もありません。 |
| (6) URL | https://www.cybergym.co.il/ |

5. 共同事業会社の概要

2018年1月末までに共同事業会社を当社子会社として米国に新設し、それと同時に共同事業会社に対して本ライセンス契約に基づく当社の契約上の地位の全てを移転することとなっております。当社は共同事業会社の設立にあたり契約上の地位の移転分を含めて200万米ドルを出資いたします。

共同事業会社を設立する際は当社が100%を出資し、サイバージム社は上記コマーシャルアリーナー式の購入金額のうち150万米ドルの代わりに共同事業会社の発行済み普通株式の30%に相当する株式購入オプションを取得いたします。サイバージム社による当該株式購入オプションの権利行使は、コマーシャルアリーナー式の納入を受けるまでの進捗状況に応じて段階的に可能となる設計としております。また、上記3.に記載の外部投資家向けの新株発行により、当社の議決権比率の低下が見込まれますが、その場合も共同事業会社に対する支配権を維持する方針です。

なお、共同事業会社のDirectorには当社取締役の石原紀彦氏（2018年1月1日付で当社代表取締役社長に就任予定）及びサイバージム社CEOのOfir Hason氏が就任する予定です。

上記以外は未定のため、決定次第速やかに開示いたします。

6. 日程

- (1) 本ライセンス契約にかかる取締役会決議日
2017年12月22日
- (2) 本ライセンス契約締結日
2017年12月22日
- (3) 共同事業会社の設立日及びサービス開始日※（予定）
2018年1月
※2017年11月9日付「共同事業に関する基本合意書締結に関するお知らせ」にて公表いたしましたサービス開始予定日を変更しております。
- (4) 共同事業会社によるNYコマーシャルアリーナの引渡し及びオープン予定日（予定）
2018年5月～6月頃

7. 今後の見通し

当社の連結子会社となる共同事業会社は、来期より当社の連結の範囲に含まれることになるため、本ライセンス契約の締結が当社グループの今期業績に与える影響は軽微です。ただし、来期以降、当社グループの主要事業として当社グループの業績に寄与することを目指しております。また、上記のとおり、共同事業会社において追加ファイナンスを遅くとも2018年3月末までを目処に実施する予定ですが、予定通り実施できない場合にはコマーシャルアリーナの設置が遅延するリスクがあります。なお、当該ファイナンスの内容が決定した場合、改めて開示いたします。

以上